

## 綾瀬市障害者団体補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害児者の自立及び社会参加の促進を図るため、市内の障害児者の団体及び障害者の福祉の向上のために活動する障害者団体等に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象)

第2条 この補助金の交付対象は、別表に定めるものとする。

2 補助金交付の対象となる経費は、別表に定めるものとし、次に掲げるものは除く。

(1) 交際又は事務処理に係る経費等で組織維持及び運営に関する経費

(2) 親睦又は慰労及び慶弔又は顕彰にかかる経費等で構成員等の直接的な利益に帰する経費

(3) その他補助目的を達成することが困難であると認められる事業等の経費

### (補助額)

第3条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、別表に定める額を上限とする。

### (補助金の交付決定)

第4条 規則第7条の規定による補助金の交付決定は、綾瀬市障害者団体補助金交付決定通知書（別記様式）により通知する。

### (補助金の交付期日)

第5条 補助金の交付は、請求があった日から30日以内に交付するものとする。

### (申請の取り下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定による申請の取り下げのできる期間は、補助金の交付決定通知を受けた日から15日以内とする。

### (実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後1月以内とする。

### (補助金の管理執行)

第8条 補助金の執行に当たっては、出納簿又はこれに代わる書類をもって管理し、出納簿等の経理書類は交付を受けた年度の末日から5年間保存する。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第2条、3条関係）

団体の名称	補助対象経費	金額
綾瀬市身体障害者福祉協会	研修会及び身体障害児者の福祉の増進を図るための事業に必要な経費	124,000円
綾瀬市手をつなぐ育成会	研修会及び知的障害児の福祉の増進を図るための事業に必要な経費	80,000円
綾瀬市精神障害者家族会 あがむの会	精神障害者の家族の研修会に必要な経費	10,000円

別記様式（第4条関係）

綾瀬市障害者団体補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請のありました、年度綾瀬市障害者団体補助金の  
交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条の規定により、  
次のとおり決定しました。

- 1 補助金額 円
- 2 補助条件 申請書の目的以外に使用しないこと。

（事務担当は、 ）